

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

労働基準行政関係の申請・届出等手続の電子化について

行政機関等に対する申請・届出等については、「e-Japan 重点計画 2002（平成14年6月18日IT戦略本部決定）」等の政府計画に基づき、政府全体として平成15年度末までにインターネットを用いたオンラインによる申請（電子申請）を行うこととされているところであり、労働基準局においては、労働基準行政関係（労働保険適用徴収関係を除く。以下同じ。）の申請・届出等手続の電子申請に対応するため申請・届出等処理支援システム（以下「支援システム」という。）の構築を進めてきたところである。

については、下記により、労働基準行政関係の申請・届出等手続に係る電子申請を開始することとするので、職員に対しその周知を図り、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

第1 基本的事項

1 電子申請受付開始日時

電子申請の受付開始は、平成16年3月29日（月）午前9時とする。

2 受付機関

支援システム上で電子申請の受付、審査等を行う機関は、現行の対面等による書面での申請の業務処理を行う機関と同様とする。

3 受付時間及び業務処理時間

(1) 受付時間

受付時間は、原則として制限はない。

なお、労働基準行政関係の電子申請は、大臣官房統計情報部が開発し運用を行っている汎用申請・届出等受付システム（以下「汎用受付システム」という。）で受け付けられ、その後、支援システムに振り分けられることになる。さらに、支援システム内で当該電子申請を所轄の都道府県労働局又は労働基準監督署に振り分ける。

## (2) 業務処理時間

原則として、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

## 4 受付対象手続

平成16年3月29日（月）より電子申請を開始する労働基準行政関係の申請・届出等手続は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等労働基準行政関係の法令に基づく全ての手続とする。

## 5 事務処理に係る方針

申請・届出等手続の審査項目、審査基準等の事務処理は、電子申請の場合であっても基本的には現行の対面等による書面での申請の場合と同様とする。

しかしながら、申請書が紙から電子データに変わることで、申請者が来庁しないこと等電子申請特有の事情により事務処理方法に変更が生じる部分があるため、電子申請を処理する事務処理及び機械処理については、別途事務処理手引及び機械処理手引を作成し、受付開始日までに送付する予定である。

## 第2 周知広報等

### 1 周知広報について

電子申請に係る国民（申請者）に対する周知広報は、インターネットを通じた厚生労働省ホームページからリンクした「厚生労働省電子申請・届出システム」のホームページによる情報提供を基本とする。

### 2 問い合わせの対応

#### (1) 申請者等からの問い合わせ

都道府県労働局または労働基準監督署への電子申請に係る問い合わせについては、以下の問合せ先を紹介すること。

ただし、都道府県労働局又は労働基準監督署の職員が対応可能な場合

は自ら回答することとしても差し支えないこと。

また、申請者等からの一般的な問い合わせ等に対応するため、別途配付する電子申請の案内用パンフレットを必要に応じて活用すること。

「厚生労働省電子申請・届出システム」のホームページ

URL：<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html>

「厚生労働省電子申請・届出システム問合せセンター」

TEL：03-3539-5822（開庁日 午前9時～午後6時）

メールアドレス：[emhlw2003@mhlw.go.jp](mailto:emhlw2003@mhlw.go.jp)

※ 上記問合せセンター内に労働基準行政関係の申請・届出等手続の内容等について専門的に対応する労働基準行政関係電子申請サポートコーナーを電子申請受付開始日に設置する予定である。

## (2) 職員からの問い合わせ

職員専用の支援システムに関する問い合わせについては、以下によること。

### ① 機械の操作及び運用について

「システム統制席」

TEL：████████████████████

（受付時間 午前8時30分～午後5時30分）

### ② 業務に関するものについて

「労働基準行政情報システム化推進室」

TEL：████████████████████